

令和5年度

第3回第二農地部会定例会議事録

令和5年6月30日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和5年度 第3回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年6月30日(金) 午後3時
会 場 ユートピアくびき希望 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	2番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男			
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也			
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜		
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥				

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし
(2) 農地利用最適化推進委員…(三和区) 高橋 浩一

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	主任	古海 一夫		
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 橋本 春美 7番 滝沢 記一

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

③大島区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

⑦頸城区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑨三和区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和5年度第3回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 5番 橋本 春美 委員、7番 滝沢 紀一 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 8番 小山 一成 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局</p>

の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

説明の前に議案書の訂正をお願ひします。

議案書 2 頁、農地法第 3 条許可申請について、申請番号 2107 番の削除をお願ひいたします。合わせて、議案書の最後に添付しました農地法第 3 条調査書のうち、2 枚目の受付番号 2107 番についても削除訂正をお願ひいたします。大変失礼いたしました。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。

番号 2105 番は、合意解約による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構を通して、同じ受け手へ貸し付けるものです。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は、2 頁をご覧ください。番号 2106 番と 2108 番の 2 件です。

高齢のため自力での耕作が難しくなった渡人が、近隣で、農業経験があり、新規就農を希望していた受け人に相談したところ、合意に至ったことから、申請農地を借り受け、農業経営を行うものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件をご説明いたします。議案書は3頁、番号2122番から2124番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は、番号2122番は5年、2123番及び2124番は6年です。

なお、これら3件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、4頁、番号2103番は、高波委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、高波委員は一時退席をお願いいたします。

(高波委員退席)

議 長

それでは、高波委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」高波委員に関連する貸借権設定1件をご説明いたします。

議案書は4頁、番号2103番をご覧ください。

この案件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通じて貸付人1名の農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、5頁の対象農用地リストのとおりです。

この案件については、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、高波委員関連の番号2103番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

(高波委員復席)

議 長

《浦川原区駐在室の議案》

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について＞

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。

説明の前に議案書の訂正をお願いします。

ページ番号5頁、番号2504番です。貸人、●●他4名となっていますが、他3名の誤りです。訂正をお願いします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」1農業振興地域の農用地区域からの除外1件を説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。2頁に位置図、3項に利用計画図を添付しましたのでご覧ください。

申請内容は、申請者である安塚残土処理場運営体が、上越市内の公共事業等で発生する残土処理を目的とした変更申請です。

変更理由は、近年の集中豪雨等による河川氾濫防止対策としての河床掘削や道路改良による残土、上越市ガス水道局発注の水道管入替工事等で発生する残土の処理量が多く、現在の処理場が限界にきているため、また、今後集中豪雨や地震等の災害で発生した場合、土砂を処理する場所がなく万一の災害にも対応できないため、早急な残土処理場の確保が必要なことから当該地を申請するものです。

申請に至る経緯につきましては、申請に先立ち、申請者の事業活動範囲で農用地以外の場所の選定を試みましたが、農用地以外の個所は荒廃が進み、急傾斜地や道路幅員が狭い場所が多く、大型車両の乗り入れが不可能だけでなく、農業振興地域の端部に位置する地形が多いため、沢地形や残土処理をするポケットとなる平坦な場所もなく、盛土による流出が懸念されるため、難しい状況ということです。

申請する土地は、農地としては条件が悪く休耕田となっており、原野化して耕作されていない比較的平坦な地形であり、隣接する高谷川への暗渠排水施設の施工も可能であり、運搬路となる県道牧横住線の道路幅員も広く大型車両の通行に支障がありません。う回路も確保できるため当該地を申請するに至ったものです。

また、当該地は地滑り防止区域ではありますが、今回の土砂処理部分は端部での抑え盛土を行い地滑りを抑制する計画であることから、地滑り区域内行為の許可認定済であり、地権者の了承も得ております。残土処理計画としては年間4,000～6,000 m³の処理を、許可後4～5年間継続する予定です。

県知事の変更同意を得た後、農地法第5条の許可申請を予定しています。
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長 賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 農用利用集積等促進計画案の意見について>

議 長 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」審議いたしますが、4頁、番号2502番から5頁、2507番までの7件は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。

(田鹿委員退席)

議 長

それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」田鹿委員に関連する貸借権移転7件を説明いたします。

これら7件の案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通した貸借権を現在の耕作者、●●から●●に移転するものです。

具体的な対象農地は7頁の対象農用地リストのとおりです。

契約期間については、現在の契約期間を引継ぐことになります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、田鹿委員関連の番号2501番から番号2507番までの7件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、同意することに決定いたします。

(田鹿委員復席)

議 長

続きまして、田鹿委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」田鹿委員関連を除く貸借権移転3件を説明いたします。

5頁、番号2508番から6項、2510番をご覧ください。

これら3件の案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通した貸借権を現在の耕作者、●●氏から二名の担い手に移転するものです。

具体的な対象農地は、7項の対象農用地リストのとおりです。

契約期間については、現在の契約期間を引継ぐことになります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について>

議案第3号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。議案書は8頁をご覧ください。

番号2512番から番号2513番の2件は、認定農業者である担い手が、農地中間管理機構を通して、農地を借り受けるものです。

具体的な対象農地は、9頁の対象農地リストのとおりです。

これら2件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長

<<大島区駐在室の議案>>

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。
議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」1 農業振興地域の農用地区域からの除外1件を説明いたします。

1頁をご覧ください。

申請農地は、大島区嶺地内の田2筆47㎡で、変更理由は、新潟県が実施する復旧治山事業の対象地となることから、農用地区域から除外するものです。

2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。4頁、番号2950番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。

この案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

続きまして、貸借権設定4件について、事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

5頁、番号2951番から、6頁、番号2954番をご覧ください。

5頁、番号2951番は、労力不足により、自作地を近隣で耕作している譲受人へ貸し付けるものです。

2952 番から 6 頁、2954 番までの 3 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 4 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《牧区駐在室の議案》

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁をご覧ください。

番号 3311 番及び 3312 番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3304 番及び 3305 番は、それぞれ譲受人の要望による所有権移転です。 なお、譲受人の状況については、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></p>
議 長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3301 番及び 3302 番は、それぞれ譲渡人は異なりますが、牧区高尾地内の隣接する農地を、番号 3301 番は「一般個人住宅」として、番号 3302 番は「駐車場兼堆雪場」として利用するものです。</p> <p>4 頁から 7 頁に、それぞれ位置図と土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。</p> <p>番号 3301 番の譲受人は、現在居住している住宅の老朽化に伴い、静かで景観のよい住宅用地を探しており、この度、譲渡人と売買による所有権移転に合意したため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>番号 3302 番の譲受人は、既に譲渡人から宅地を購入し、令和 5 年 4 月から新築住宅に居住しており、申請農地も売買による所有権移転に合意したため、取得し、駐車場兼堆雪場を整備するものです。</p> <p>それぞれの申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、家庭雑排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画に</p>

については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」1農業振興地域の農用地区域からの除外の1件を説明いたします。8頁をご覧ください。

なお、9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので、合わせてご覧ください。

申請者は、建設業とガソリンスタンドを経営しております。

既存のガソリンスタンドは、国道405号と一級河川檜谷川の間の狭小地に位置し、来客用の休憩室兼従業員事務所を併設していましたが、手狭になったことから、店舗近隣で事務所及び従業員駐車場用地を探していたところ、国道を挟んだ宅地に事務所を建設し、近接する申請農地に従業員駐車場を整備するため、申請農地を農用地区域から除外するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長	<p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 15 件を説明いたします。11 頁、番号 3338 番から 14 頁、番号 3352 番をご覧ください。</p> <p>番号 3338 番は、これまで別の借受人との間で利用権を設定されていましたが、借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるもので、契約期間は 10 年です。</p> <p>番号 3339 番は、報告第 1 号の関連案件で、合意解約後、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>番号 3340 番から 3352 番は、契約期間満了に伴う再設定です。</p> <p>なお、番号 3341 番から 3352 番は、法人の意向により、他の契約と終期を合わせるものです。</p> <p>いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定しすることとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《柿崎区駐在室の議案》</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について＞</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」1 農業振興地域の農用地区域への編入 1 件を説明いたします。</p> <p>番号 1 番は、中山間地域等直接支払制度の対象農地として、農業上の利用を確保</p>

することが必要な土地であり、今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地区域へ編入するものです。以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長 　賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長 　議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室 　議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 4 件を説明いたします。2 頁、番号 3896 番から 3 頁、番号 3899 番をご覧ください。

3896 番、3899 番は、契約期間満了による再設定です。

3897 番、3898 番は、契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。

なお、これら 4 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長 　賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長 　議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の

説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定4件を説明いたします。4頁、番号3705番から5頁、番号3708をご覧ください。

3705番、3707番、3708番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、農地中間管理機構への貸借に切り替えるものです。

3706番は、自作地を農地中間管理機構を通じて地域の担い手へ貸し付けるものです。

具体的な対象農地は、6頁の対象農用地等リストのとおりです。

なお、これら4件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

《大潟区駐在室の議案》

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。

1頁、番号4604番と4605番をご覧ください。

4604番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」、面積13㎡を転用し、隣接する宅地も含めた土地に個人用住宅を新築するものです。

番号4605番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積181㎡に個人用住宅を新築するため転用するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大湊区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。

2頁、番号4606番をご覧ください。

譲渡人は、労力不足で耕作できないことから、譲受人へ所有権移転するものです。

譲受人の状況は、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

大湊区
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明します。

3頁、番号4601番をご覧ください。

大湊区湊町地内の農地を「駐車場」として利用するものです。

4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は現在、自宅前に駐車スペースを設けていますが、増車したことにより手狭になり、道路への出入りがしづらい状況になっています。近接する市街化区域内には条件の合う物件がなく、申請農地の所有者が売買に応じてくれたことから、駐

車場として利用するため購入するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当すると思われるため、第2種農地と判断いたしました。

土地利用計画は、申請面積 79 m²に 2 台分の駐車スペースを確保するものです。工期は令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までです。

転用にあたり、雨水は直接道路側溝へ排水することから、周辺環境などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

《頸城区駐在室の議案》

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしく願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 5301 番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号5302番をご覧ください。

頸城区大谷地地内の農地を「駐車場、倉庫」として利用するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、土木建築工事や電気・通信工事、冬季間の除排雪業務などの事業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い、頸城区大谷内地内の自宅兼事業所敷地では手狭になったことから、申請農地を取得し、駐車場、倉庫として利用するものです。

なお、申請者は、以前から譲渡人、譲受人双方同意のうえ、当該農地を駐車場、倉庫として利用していましたが、農地転用に必要な手続きを行っていませんでした。

このため、今回の許可申請に併せ、今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、事業計画は「駐車場、倉庫」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><u><議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について></u></p> <p>議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」説明いたします。議案書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件です。</p> <p>申請農地は、頸城区島田地内の「田」1 筆 19 m²、「畑」3 筆 1,038 m²で、変更理由は、車両置き場整備のためです。6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p><u><議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。8 頁、番号 5420 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	続きまして、貸借権設定 5 件について、事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	<p>9 頁、番号 5421 番から、10 頁、番号 5425 番をご覧ください。</p> <p>番号 5421 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が</p>

満了したため、相対契約で新たに利用権を設定するものです。

番号 5422 番から 5425 番は、契約期間満了に伴う再設定です。

なお、これら 5 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 5 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。11 頁をご覧ください。

本案件は、人農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構を通して農地を借り受けるものです。

なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定します。

《吉川区駐在室の議案》

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、1頁、番号6387番は中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。

(中嶋委員退席)

議 長

それでは、中嶋委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」中嶋委員に関連する貸借権設定1件を説明いたします。

1頁、番号6387番をご覧ください。

この案件は、再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、中嶋委員関連の番号6387番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(中嶋委員復席)

＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定3件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

番号 6210 番は、これまで農地利用集積円滑化団体を通じて別の農業者が耕作していましたが、期間満了に伴い、近隣で耕作する認定農業者が農地中間管理機構を通して借受けるものです。

番号 6211 番は、これまで農地利用集積円滑化団体を通じた契約でしたが、期間満了に伴い、農地中間管理機構を通じた契約に切り替えるものです。

番号 6212 番は、渡人の離農に伴い、近隣で耕作する認定農業者が農地中間管理機構を通して借受けるものです。

なお、条件の悪いほ場については賃料が 0 円となっています。

具体的な対象農地は、3 頁の対象農用地リストのとおりです。

なお、これら 3 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。

労力不足に伴い、譲受人に所有権を移転するものです。

改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 2 件について、事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」 貸借権設定 2 件を説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。

これらの案件は、全て再設定です。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。3 頁をご覧ください。

番号 8603 番は、相対契約から農地中間管理機構を介した契約に変更するものです。

番号 8604 番は、これまで農協を介した円滑化事業により利用権を設定していた農地について、契約期間満了に伴い農地中間管理機構を介して再契約するものです。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	浦川原区駐在室管内分の案件「農用地利用集積等促進計画案の意見」について、訂正箇所があるため、説明してください。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願ひします。 議案の訂正をお願いします。訂正箇所は浦川原区の議案 5 頁、番号 2505 番です。 契約期間の終期が令和 5 年 9 月 1 日となっていますが、令和 9 年 3 月 9 日の誤りです。ご迷惑をおかけし申し訳ありません。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【7. その他】 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和 5 年度第 3 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 4 時 03 分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)